訪問看護ステーション職員の安全確保のため、訪問看護利用者等からのハラスメント・暴力への対策として、訪問看護サービス従業者の安全確保対策に資する防犯機器の導入に関する経費の一部を補助します。

**【補助対象者】**

　奈良県内に所在する訪問看護ステーション

**【補助対象機器】**

　訪問時に心身の危険が生じた場合に、外部へ通報することができる機器

（例)

・警備保障会社による通報ボタン付き機器

　　・位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザー

　　(対象外)

　　・スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器

　　・単に音が鳴るだけの防犯ブザー

　　・本体と別売りの充電器

**【補助対象経費】**

　交付決定を行った年度の4月1日から3月31日までの間において実施した防犯機器の導入に要する費用とします。

＊月額利用料金、出張サービス利用料金、通信料その他オプション等に係る費用、消費税

及び地方消費税は含みません。

＊スマートフォン、タブレット端末等の汎用性のある機器は補助対象外とします。

**【補助金の額】**

　補助対象経費の2分の1以内の額で、1事業所あたり2万円を限度とします。

　＊1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とします。

**【申請方法】**

　以下の医師・看護師確保対策室のメールアドレスに申請書等を添付し、ご提出ください　　※メール件名は「訪問看護ハラスメント対策機器導入補助金について」としてください。

提出先Email: ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp